

# むつ市議会第199回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成21年2月27日(金曜日)午前10時開会・開議

監査委員就任あいさつ

教育委員会委員就任あいさつ

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 市長施政方針

## 【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例

第6 議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第7 議案第3号 むつ介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

第8 議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例

第9 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

第11 議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

第13 議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第14 議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

第15 議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第16 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

第17 議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例

第18 議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第19 議案第15号 字の区域の変更について

(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市大字大平字荒川への編入)

第20 議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について

第21 議案第17号 二級河川の指定に係る意見について

第22 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第23 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第24 議案第20号 平成20年度むつ市一般会計補正予算

第25 議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第26 議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第27 議案第23号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

- 第28 議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第29 議案第25号 平成20年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第30 議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算
- 第31 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第34 議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第35 議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第37 議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第38 議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第39 議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算
- 第40 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第41 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第42 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第43 報告第4号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	子よ	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸	谷秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理 委員会職代 理者	永谷	智	農委員 業会長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総務部 秘聴監	齋藤	秀人
総務部 出納室長	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉 部長	吉田	市夫	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理 委員会 事務局 局長	大芦	清重

監査委員局長	齋藤純	教育部長	佐藤節雄
公企業局長	佐藤純一	総務部部長	新谷正幸
企画部長	宮川淳一	民生部部長	奥島慎一
民生部部長	清藤巡一	農務局長	吉田薫
企画課部長	伊藤道郎	民生部部長	竹山清信
民生部部長	東雄二	総務課部長	松尾秀一
総務係部長	吉田真	総務課部長	澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田諭
議事係査	石田隆司	議事係査	井戸向秀明

## 開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第199回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## 監査委員並びに教育委員会委員就任 あいさつ

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

さきの定例会において、むつ市監査委員に選任されました小川照久氏並びにむつ市教育委員会委員に任命されました高瀬厚太郎氏及び宮浦雅子氏から就任のごあいさつをお願いいたします。

まず、小川照久氏、お願いいたします。

（小川照久監査委員登壇）

○代表監査委員（小川照久） 本日は、定例会開会の貴重な時間にもかかわらず就任のあいさつを申し述べる機会を与えていただき、大変ありがとうございます。

私は、さきに行われましたむつ市議会第198回定例会において、議員皆様のご同意をいただき監査委員を拝命いたしました小川照久でございます。

今むつ市は、市制施行50周年、合併5周年、さらには新庁舎への移転の動きなど、記念すべき大きな節目の年度を迎えようとしております。このような大切な時期に再び行政に携わることになり、大変責任を感じておりますが、与えられた任務の重要性を十分認識し、力不足ではございますが、職責を全うできますよう精いっぱい業務に励

む決心をいたしております。

議員各位におかれましては、前任者同様、より一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（村中徹也） 次に、高瀬厚太郎氏、お願いいたします。

（高瀬厚太郎教育委員登壇）

○教育委員（高瀬厚太郎） このたび教育委員会委員を拝命いたしました高瀬です。宮下市長を初め議員各位のご同意を得まして、再びやらせていただくことになりました。よろしくをお願いいたします。

この間2期8年、少子化に伴う学校の統廃合とか中高一貫教育の実施と見直し、それから小中一貫教育への流れ、そして下北少年自然の家を県から移譲を受けるなど、むつ下北地域におきましても時の流れは確実にやってきているなという実感がございます。しかし、むつ市教育委員会においては、牧野教育長を初め職員一丸となりまして、むつ市の子供たちのために未来のグランドデザインを提唱しながら成果を着実に上げようとしております。

一方、文部科学省はいまだ方向定まらずといった観が否めず、教育現場に混乱を来しているのも事実でございます。子供たちの生きる力、豊かな心を育てるといった趣旨で始まったはずの総合学習の評価もあいまいで、社会奉仕から学ぶ心の教育の理念は一体どこへ行ってしまったのか。

本来教育とは、家庭教育、学校教育、社会教育といった生涯教育であるはずでございます。学校においては、教育を受ける平等のもとに、いかに子供たちの個性を伸ばすかという教育がなされるかが最重要課題だと考えます。つまり学習意欲、モチベーションをいかに高めるかが、ひいては学力向上、人格形成に将来つながるものと確信して

おります。そして、将来生まれ育った愛するむつ市に自分が何をできるか、そんな考え方を持った子供たちがたくさんこのむつ市から輩出されるよう微力ながら提言してまいりたいと思います。

本年7月、北海道、東北のボーイスカウトの大きな大会がございますけれども、メインテーマは「自分の未来を見つける旅へ・めざせSHIMOKITA!」、サブテーマは「WHAT S YOUR DREAM WHAT S YOUR MESSAGE」、あえてテーマに子供たちに考えさせるテーマを与え、子供たちの将来を考えていきたいというふうに思います。

今期4年、また精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 次に、宮浦雅子氏、お願いいたします。

（宮浦雅子教育委員登壇）

○教育委員（宮浦雅子） ご紹介にあずかりました宮浦雅子でございます。

未来を担う子供たちの健やかな成長と若者たちの生き生きとした活躍は、私の最大の願いとするところであります。この土地に生まれ育ち、この土地で暮らしを営み、子供を産み育ててまいりました一人の女性として、母親として、先般の「むつ市教育プラン」に意見を申し上げてまいりました。新生むつ市教育プランが市民の熱い期待のもと力強く動き出したこのときに、教育委員として、その実現に深くかかわることができますことを大変光栄に思います。と同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

心豊かに生きるための真の教育とはを常に問いながら、誠実にこの任に当たってまいり所存でございます。皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで就任のあいさつを終わ

ります。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 次に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る2月2日に開催された青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会から提出しております下北半島縦貫道路の整備促進についてが第61回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、昨年11月20日、風間浦村長及び風間浦村議会議長から申し入れがありましたむつ市との合併協議に対する回答については、2月24日開催の会派代表者会議での決定を受け、風間浦村議会において合併推進の機運醸成が不十分であり、現時点での合併協議は困難な状況にあるため、今後風間浦村での合併の機運が醸成された段階で、改めて自治体として合併協議の申し入れがあった場合に判断をするという内容の文書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、本日この後、脇野沢赤坂地区における不法投棄について及び新庁舎北側用地へのむつ警察署の移転新築について市長から行政報告がありま

すので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番横垣成年議員及び19番山崎隆一議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

#### 日程第3 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。初めに、脇野沢赤坂地区における不法投棄についてご報告いたします。

脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、

昨年11月28日開会のむつ市議会第198回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、環境調査についてであります。昨年12月1日に採水した2カ所のボーリング孔地下水、不法投棄現場南側浸出水、口広川上流水及び下流水の調査の結果、地下水の鉛の値が基準値を上回っておりましたが、これを除くすべての項目で基準値を下回っておりました。

次に、平成20年8月27日付で契約締結した「脇野沢不法投棄事案に係る調査検討業務委託」についてご説明いたします。

まず、対策工についてであります。これまでの現況把握調査の結果を踏まえまして、3つの工法について比較検討しております。

1つ目は、搬出撤去工法でありまして、廃棄物を掘削、撤去し、他の処分場に搬出、処分する工法で、概算事業費は約5億1,000万円ですが、市の最終処分場を使用する場合、処分費が減額となり概算事業費は約3億1,000万円となっております。この場合、処分費は削減されるものの、最終処分場の残余容量の減少に伴い、仮に新たに最終処分場を建設する経費を見込んだトータルコストは、約6億3,000万円となっております。

2つ目は、分別搬出撤去工法でありまして、廃棄物を掘削、選別し、資源化を行った後に、他の処分場に搬出、処分する工法で、概算事業費は約5億6,000万円となり、市の最終処分場を使用する場合の概算事業費は約4億7,000万円、トータルコストは約6億2,000万円となります。

3つ目は、現位置安定化工法でありまして、浸出水の場外への流出を防止し、水処理を行いながら、長期的な管理を行って廃棄物の安定化を促進し、現位置で無害化を図る工法で、概算事業費は約10億7,000万円となります。

これらの工法のうち、3つ目の現位置安定化工

法は、長期間にわたる維持管理を要することなどからコスト面及びリスクが高く、要因を撤去しないことから、他の2工法と比較すると評価は低く、1つ目の搬出撤去工法、2つ目の分別搬出撤去工法のいずれかとなりますが、トータルコストを考えれば分別搬出撤去工法が最も優位で合理的な工法になっております。

今後、市としてどの工法を選択するにいたしましても、これまでの調査に基づき、将来的なリスクを検証し、住民の安心を得ることができる、現実的な費用対効果が最も大きい工法を選択し、今後、原状回復に向けた対策工を実施してまいります。

次に、浸透水についてであります。昨年10月28日に試掘調査を行った際、廃棄物層内に浸透水が貯留しており、水質を分析したところ、高濃度のダイオキシン類が含まれていることが判明しております。このことから、この貯留水の分布状況及び他地点の水質を調査するため、去る1月13日に新たに試掘を行い、4カ所の貯留水を採水し、分析した結果、2カ所から排水基準の10ピコグラムを大きく上回る610ピコグラム、910ピコグラムの高濃度のダイオキシン類が検出されております。

これまでの地下水、河川水等の検査からは、環境基準を超えるダイオキシン類は検出されていないことや、今回の調査で高濃度のダイオキシン類が検出された試掘の下流部と、水位が連動していると思われる上流部のダイオキシン類の濃度が高くないことから、対象地内の一部において、野焼きの焼却灰により高濃度のダイオキシン類が発生し、貯留水中に浮遊物質として存在しているものと推察されます。

現状では、環境には影響が出ておりませんが、今後貯留水が不法投棄現場外部に流出する可能性を否定できないため、その対策を講ずる必要があ

ることから、貯留水の流出防止対策の「鉛直遮水工事」及び雨水浸透抑制対策として「キャッピング工事」を実施したいと考えており、その実施設計に係る経費を3月補正予算に計上し、ご審議していただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新庁舎北側用地へのむつ警察署の移転新築についてご報告いたします。

むつ警察署の機能強化と施設拡充につきましては、むつ商工会議所、むつ市防犯協会、むつ地区交通安全協会を初め多くの地域団体から、その促進方を県に強く働きかけるようご要望をいただいているところでありますが、私といたしましても、思いは全く同じであり、昨年8月15日に、むつ商工会議所会頭及びむつ地区交通安全協会会長にご同行いただき、県知事及び県警本部長に強く要望してまいったところであります。

これに対し、県においては、折からの厳しい財政状況下にあつて、いわゆる箱物の建設については原則凍結という厳しい方針を堅持しておりますことから、なかなか前向きな回答をいただけなかったところでありますが、このたび県知事がむつ警察署の移転新築をご決断いただいたということにつきましては、まことにありがたく、感謝にたえないところであります。

建設候補地の選定につきましては、内々打診をいただいていたところでありますが、昨年12月8日に本庁舎の移転について市議会の御議決を賜りましたことを踏まえて、候補地を新庁舎北側用地に絞って協議検討を重ねてきたところであります。

ご承知のとおり、この用地は本庁舎用地として一括して購入したものでありますが、これまでお示ししております庁舎移転改修工事の外構計画にもごさいますとおり、庁舎スペースは既存の建物だけで十分なスペースを確保できておりますこと



はもちろん、現庁舎の手狭な駐車場に比べ、来庁者や職員の車両及び公用車を合わせましても、十分確保されており、将来的にも庁舎用地の用に供する必要がないものと認められる状況でございます。

今般、その用地の一部が警察署用地として活用されるということは、市庁舎との密接な連携が可能となるばかりでなく、市民の利便性の向上、安心安全の確保に大きく寄与するものであり、まさしく公共用地として一括購入しておいたことが当を得た判断であったと思っているところであります。

私といたしましては、いまだ正式な回答を控えているところでありますが、先ほども申し上げましたように、県が厳しい財政状況の中、自ら造成費用を負担してまでも事業の進捗を図るという決断をしていただいたこと、このような県知事の英断を無にするようなことがあっては、むつ警察署の移転新築のめどが立たなくなり、ひいては私に寄せられた商工会議所初め多くの団体、市民の皆様の期待を結果として裏切ることとなること、また当市におきましても、長年にわたり県から教育研修センターの用地及び建物を無償で借り受けていることなどを総合的に勘案し、当該用地につきましては、無償で貸し付けすることと判断しているところでありますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。11月28日に開会されましたむつ市議会第198回定例会以降、2月26日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました資料1、河川等水質検査資料のとおりであります。資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての河川において基準値を満たしております。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、宿野部川におけるpHの値、また明神川と小川におけるBODの値が基準値を満たしておりませんでした。他の河川は、いずれも基準値を満たしております。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上が公害の発生状況、河川の水質検査についてのご報告であります。

続きまして、毎年1回ご報告いたしております一般廃棄物処理施設に関する水質検査結果についてご報告申し上げます。

検査結果につきましては、お配りいたしました資料2、一般廃棄物処理施設関係資料のとおりであります。まず資料1ページから3ページのむつ市一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての項目において基準値

を下回っております。

次に、資料4ページ及び5ページのむつ市一般廃棄物最終処分場周辺の井戸水の水質検査の結果は、2カ所においてpHが基準値を上回っておりますが、他の項目については基準値を下回っております。

次に、資料6ページから9ページの旧処分場に係る水質検査の結果は、奥内地区引用井戸水水質検査について、2カ所でpHが基準値を上回っておりますが、他の項目については基準値を下回っております。他の検査については、すべて基準値を下回っております。

次に、資料10ページから13ページのむつ市川内一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての項目において基準値を下回っております。

次に、資料14ページから19ページのむつ市大畑一般廃棄物最終処分場及びむつ市大畑一般廃棄物旧最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、旧最終処分場の地下水下流において、鉛及び砒素について基準値を上回っております。しかし、他の検査項目については、すべて基準値を下回っております。

最後になりましたが、資料20ページから23ページのむつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場の放流水及び河川水の水質検査の結果は、すべての項目において基準値を下回っております。

以上で民生部が所管いたしております事項についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成21年2月5日に青森県並びに青森県漁業協同組合連合会と共同で独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開

発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、昨年8月26日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が1本ふえております。これは、管理区域内における通常の保守管理作業に伴い、綿手袋、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成20年11月28日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成20年11月から平成21年1月までの3カ月間では、規制日数は28日で、規制本数は165本、運休本数は120本でございました。

次に、要望活動につきましては、東北新幹線新青森駅開業に伴うJR大湊線の拡充及び利用促進を図るため、新青森駅までの直通列車の新設及び青い森鉄道に経営移管される路線に係る運賃の抑制について、去る平成20年12月3日に青い森鉄道株式会社に対し要望しております。

また、新青森駅までの直通列車の新設及び八戸駅までの直通快速列車の増便並びに東北新幹線（仮称）七戸駅の利便性向上を図るための駐車車場無料化に係る支援について、12月9日にJR東日本盛岡支社に対し要望しております。

このほか、強風によるJR大湊線の運休、遅延等の対策について及び利便性の向上を図るため、防風柵の設置等による恒久的強風対策の実施、規制や運休時における速やかな代替輸送の確保及び周知、青森、八戸方面への直通列車の増便等について、12月11日に青森県新幹線建設促進期成会、青森県鉄道整備促進期成会、青森県及び青森県議

会の合同により J R 東日本本社及び盛岡支社に対し要望が行われております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。要望活動として下北半島縦貫道路の整備促進等について、平成21年2月22日、下北総合開発期成同盟会として構成する市町村長及び市町村議会議長の連名により自由民主党に対し要望しております。

次に、平成20年度における工事の進捗状況につきましては、むつ南バイパスと野辺地町の有戸北バイパスについて、県により整備が進められておりますが、このうちむつ南バイパスにつきましては、田名部川にかかる橋りょうの橋台周辺の軟弱地盤対策、これと橋脚1基が施工されております。なお、これらの情報につきましては、3月に発行する市政だよりにも掲載する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、新庁舎北側用地へのむつ警察署の移転新築についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。25番齊藤孝昭議員。

○25番（齊藤孝昭） 何点が質疑させていただきます。

まず、この件については何回か一般質問させていただいておりましたが、市長はダイオキシンが出なければいいなというふうな答弁を何回かしております。いや、本当に私も出なければいいなと思っていましたが、とうとう今回の報告でダイオキシンが検出されたということで、大変なことになってしまいました。

そこで、今回の報告について何点が質疑させていただきますが、撤去の方法を何点が挙げられましたが、その何点が挙げた方法を、いつ選択して、いつ決定して、そのかかる予算をいつ計上するのか、まずお知らせください。

そもそもこの不法投棄されたごみの上に川内川の河川改修で発生した残土を覆土しておりました。この覆土を県のほうにどけてもらうように要望したらいいのではないかという話を前にしておりましたが、今回その話が出ませんでしたので、その河川工事で発生した覆土の扱い、どのようになっているのかお知らせください。

これも一般質問でお話しした内容ですが、再発防止策、作成して公表するよというお願いをしていましたが、これは公表するよに考えているのか、公表するのであれば、いつごろ公表するのか、お願いします。

今まで一連の行政報告での説明はさまざまありました。一般質問での答弁もそれなりに聞いてはありましたが、実際何でこういうふうになってしまったのか、実態調査の報告が議会になされていないのです。一連の経緯は、大まかなことはありますが、何でこういうふうなことになってしまったのか、原因が何だったのか。旧処理場が故障したので、その間のつなぎというふうな答弁は一般質問の答弁でもらっていましたが、果たしてそれが正確な情報だったのか、調査をきちんとしているのか、そこのところをお聞かせください。

最後になりますけれども、法的責任はないとい

う答弁も一般質問でいただいておりますが、では道義的責任はどこにあるのか。市長は、前に私の質問に対して、処分も検討するというふうな話をしておりましたが、今回こうやって予算が大体これぐらいというふうなことでお知らせになったということで、この事案に係る職員の処分をどのように考えているのか。そして、むつ市がむつ市を訴えられないと市長が前に言っておられましたが、それでは市長の責任というよりも、では市長の処分はどうなるのか。前の村長がやったことだという答弁はいただきましたが、今の責任者は市長でありまして、むつ市の財政に損害を与えたこととなります。なので、市長はむつ市の財政にこれから損害を与えてしまうということに対してどのような責任を負おうとしているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 6点ほどのお尋ねであったように思いますけれども、私への最後のお尋ねの部分だけにお答えをさせていただきます。

職員の責任というふうなこと、これはもう平成4年から平成14年までというふうな、そのときにかかわっている職員はかなり退職をなさっているという状況でございます。その部分について、遡及して責任を求めるといことはなかなかとり得ないものではないかなと、このように思います。

私の責任というふうなことでありますけれども、これは損害を市として与えているというふうなことで、今ご指摘がありましたので、それは私なりにそれなりの責任はとる覚悟をいたします。

その余につきましては、担当からお答えします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 私からは、対策工と今後のスケジュールについてお答えいたします。

まず、平成20年度の補正予算に、今回の補正予算に遮水工、キャッピング工の実施設計の予算を

計上してございます。その工事をことしじゅうに終了したいと考えております。それと並行いたしまして、その後遮水工、キャッピング工以降の工程部分の実施設計、経費については、平成21年度、新年度予算に計上しております。その後本格的な対策工を実施したいと考えております。

対策工の終了までどれぐらいの期間がかかるのかにつきましては、多額の財政負担を要しますので、市の財政運営を見きわめながら、財政当局と相談して検討してまいりたいと考えております。

再発防止策についてでございますが、今回の事案につきましては、旧村当局の主導で行われてきたということでございまして、一般的な不法投棄の事案に対しましては、撤去後に看板等を設置して不法投棄を防止しているということでございますので、そういう関係につきましては、今後も継続して対処してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長（奥島慎一） 県の河川工事に伴います残土についてお答えいたします。

今現在県の河川工事に伴います土砂が現地にございますが、その土砂は今後市の経費で現地で移動しながら、下にあります廃棄物を掘削する考えであります。

なぜこうなったのかということでございますが、これまでも廃棄物対策課では何度かお答えしておりますけれども、当初の廃棄物処分場の故障、それに伴いまして、役場自体が方向性を見誤ったと解釈しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほど最後の質疑の項目で、行政に損害を与えたというふうな話をしましたが、5億円になるのか、6億円になるのか、それ

とも3億円とか4億円で済むのか。金額は別として、こんなに多額の税金を、借金できない一般財源でやらなければだめなのです。それを事実関係もあやふやで、だれが、どこで、どうしたかという報告もなしに、ただお金を出すと言われても、私たちは賛成できないのです。なので、再三にわたって、いつ、どこで、どうなったのか教えてほしいと。大まかな話は聞いているのでわかりました。職員の処分もしない、市長は責任をとると言いましたが、どんな責任をとるのかもわからない。今は行政報告ですから、これで終わりますけれども、実際これが予算を提案されたときは、もっと厳しく追及します、今話したことが対策なされなかったら。

なかなか市長を前にして言いづらいのですけれども、もしこの不法投棄の撤去にかかるお金を違うのに使えるらと思うと、市民感情としてなかなか撤去に5億円なんてかけられないというのが、かけられないではなくて、かけるということに、はい、そうですかと返事するのはなかなかできないというのが私も議員の考えであります。ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 責任のとり方ということ、どういうふうな責任のとり方があるかということの覚悟をするということでございます。

また、予算についてこれからご審議をいただく場面で、さまざまな形の中でご報告はさせていただきたいと、このように思ひます。

道義的責任というのは、私でしたら自らが考える責任であると、このように思ひます。

以上です。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) 2点ほどお願ひいたします。

今回のこういう調査の過程で県のほうの指導と

どうか、そういうのはどういうものがあつたのか紹介していただければなというふうに思ひます。

そして、2点目ですが、当初の説明だと、量としては9,000トンで、費用としてはトン当たり3万円から4万円です。3億円ぐらいというふうな説明であつたのですが、今回の報告によりますと5億円を超えるということなので、そのところの説明をちょっとお願ひしたいなというふうに思ひます。

というのは、単価がだんだん上がってきたということで5億円を超える、そういうふうな金額になっているのか、それとも量が9,000トンからふえてこういう形の金額になつたのか、そのところを説明いただければなと思ひます。

以上です。

○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長(奥島慎一) お答えいたします。

県の指導については、今現在県のほうでは、我々の今のこの扱いについてを見守っているような状況であります。

9,000トンと当初申し上げておりましたが、量については、おおよそ出ております量自体はある程度ふえております。中にある堆積量等の関係で金額等もこういう金額になつたものと思われまふ。今現在報告書が提出されておまして、その内容について十分精査していきたいと思ひしております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 最後のほうで、今報告の内容を精査しているということで、9,000トンを超えているような答弁であつたのですが、ですから一般的にトン当たり3万円から4万円というのは、考え方として変わらないのかどうか。そうすると、逆算して5億円割る3万円とやればトン数が出ま

すよね。そういう形のものでいいのかというのと、そのトン当たりの単価が今でも変わっていないのかどうかというのもちょっと教えてもらえれば、そこを確認できれば最終的に何トンになっているか計算できますので、できればきちっと何トンになっているかというのを教えてもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 土の中、地中でありまして、今掘削をした状況の中で判断をしているというふうなことで、掘ってみなければわからない状況も多々あります。つまりこのダイオキシンが出たということも、要するにそこで野焼きをして、完全に高い温度で全部燃え尽きるまでというふうなことではなくて、ただちに土砂をかけたりにして、そして生焼けの状態、かなり中には建築の柱だとか金属だとか、そういうふうなものが非常に混在している状況であります。ですから、単価的に今1トン当たり幾らかということは、当初そういうふうなことでご報告をした経緯はあります。しかしながら、調査を進める過程の中で、その廃棄物の中身がもう金属類もまざり、そして柱もまざり、そしてそれが燃え残っているような状況、そしてまた体積と重さ、この部分で重なり合っているところにはやっぱりすき間もあるわけでございます。そういうふうなところを、今この調査の資料が出てきましたので、それらもじっくりと精査をして明らかにしていかなければいけない。しかしながら、やはり基本的にはもう土の中に埋まっているというふうな状況でありますので金額の推移はあり得ると。できるだけコストのかからない方法で考えていかなければいけないだろうと。そう思いつつも、その金額の推移、また1トン当たり幾らかということは、今の段階では正確にお話しできる状況ではありません。あけてみなければわからないというふうな状況でご理解をいただきました

いと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。16番 菊池広志議員。

○16番（菊池広志） ただいま説明いただいた1つ目の方法、そしてまた2つ目、3つ目と処分方法が盛られたわけでございますが、この3つの方法以外に何らかの施策というようなものは考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、合併においてこのような状況があったわけでございますけれども、このほかに県内外を含めてこういう状況があったのかというふうなことは、担当の方々であれば調べていただいたのかなと思うのですけれども、そういう事例があるのかないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

3点目に、ダイオキシンが出たというふうなことで、私も今びっくりしているのですけれども、ただ一般廃棄物の処分場において、普通の廃棄物処分をしたのであればダイオキシンは出ないと。出たところもあるわけですが、それは適正値の中であったのではないかなと思っています。と申しますのは、ダイオキシンというような問題も、ここ10年来の話であって、以前からそういうものがあつたとすれば、他の処分場でもダイオキシンが出ているわけでございます。ただ、その適正な処分場でない部分にそのような野焼きをし覆土して、結果的にダイオキシンが多量に発生したというふうなことであれば、それは先ほど齊藤議員が話ししましたとおり、やはりその責任というものは大分大きいのではないかなというように考えます。先ほどの点については、私も同意するところであります。普通の一般廃棄物の処分よりも、もっともっと不適正な処分方法が使われた結果がこれではないかなというふうにご考慮しております。その点については私も同意しますので、私どもに

明示していただければなというように考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この3つの工法、これはさきの議会でこの調査をしていただくというふうなことで予算を提案いたしましたして、議決をいただいてコンサルタントのほうにこの調査をしていただいたと、これはかなり専門的な分野での検討を重ねての結果というふうに私は考えております。

この3つ以外にあり得るのかというふうなことは、基本的に分けますと、まずそのまま置いておくということと、これを出しますよと、撤去するよと、2つですと基本的にもうそれ以外のことは考えられないのではないかと。そのままの状態にしておく。そしてまた全部撤去すると。ですから、それ以外の方法は考えられないのではないかなど。そうしますと、これをそのままにしておくという部分、今の位置に安定化させる方法という形で約10億円かかるだろうと。

そうしたら、今度は撤去するほうということになりますと、2つのフローチャートとして考えられるわけです。その部分で金額が2つに分かれています。今の段階では、やはり置いておくのか、それから撤去するのかという2つの方法しかありませんので、置いておくのにはかなりの経費がかかるわけですから、それでは撤去せざるを得ないと。また、基本的に撤去の方向でこれまでお示しをして答弁もさせていただきました。また、県のほうからもそういうふうなお話もあります。産廃不法投棄でございますので、基本的には撤去というふうなことで、これ以外の方法は現在のところなかなか思いつかない、またコンサルの結果を受けて、我々としてよく精査をして検討を重ねていくという、現時点ではそのような状況であります。

合併した段階で、県内外にこういうふうな事例

があったのかと。ちょっと聞き及んでおりません。

それから、ダイオキシン、責任というふうなことですけれども、先ほど来お話をしておりますように、このダイオキシンの発生は、素人の私としては、要するにダイオキシンが発生しないためには炉の温度を上げなさいというふうな、かつて焼却炉の場合にはありました。やはりそういうふうなことでは、低温の中でさまざまダイオキシンが発生する廃棄物を燃やして生焼けの状態ですとふたをしてしまったと、そういうふうなところに雨水等がたまって、そこに貯留している水の中にダイオキシンが今あるというふうな課題。幸いなことに、現在の段階では周辺にそのダイオキシンが流れているというふうなことは確認されておりません。ですから、キャッピング工法でひとつ覆っていかねばいけません。そしてまたその部分、遮水工をつくっていかねばいけませんというふうなところでございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 3番目の方法についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、現在位置で長期的な管理を行って廃棄物の安定化を促進すると。そして、この現在の位置で無害化を図る工法、この無害化の中身について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長（奥島慎一） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

今現在ある場所にそのまま置きまして、その現在あるごみ自体のダイオキシン、その他原因リスクをすべて取り除かれた状況までそこに置いておく、そういうような工法ですけれども、結局はそれを閉じ込めておきまして、そこから出る水を処理しまして、それが何年かかるか、将来的にどの

ぐらいかかるかわかりませんが、水処理で異常がない状況までその場所に置いておくと、そういう工法でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今の説明、恐らく安定化させるということは、手をかけない、そしてその浸透水を無害化の処理をしていくのだと。現在は流出水からはダイオキシン出ていないわけですよね。将来出るかもしれないと。それを無害化の水処理だけをしていく工法だというように理解しましたが、それでいいのか。

それと、そのために10億7,000万円の経費がかかるのか。この辺について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現位置の安定化工法というのは、つまり現在の下の岩盤のほうはある程度浸出しないような岩盤だというふうなことで、それはほかのほうに影響は出ておりません。しかしながら、この周辺をしっかりと、要するにプールの底のほうがあります。それを全部壁で結局覆わなければいけない。そして、今度そこから浸出する水、これをまた処理していかなければいけない。そういうふうなことで多額の金額がかかるというふうなことであります。コンクリート鉛直遮水工ということですが、ガス抜き、そういうふうなもの、さまざまな部分で非常に工事がかかります。しかし、それをすることによって無害化になるかという、長期間の要するに検査体制をとっていかねばいけないということでご理解をいただけるのではないかなと思いますけれども。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。24番新谷功議員。

○24番（新谷 功） この不法投棄の処分方法、今3つ提示されたわけですが、そのうちの2点目の分別搬出撤去方法が理にかなっていると

いうことですが、実は私はこの調査結果に少し楽観的な考え方を持っておったわけなので、当初はこの不法投棄9,000トン、処分料は3万5,000円、あるいは運搬費含めでも4万円と、こういう試算がなされてきたわけですが、私は現状等を見ても、脇野沢の不法投棄のごみの種類は、そんなに悪いものは捨てられていないかと。ボーリング調査あるいはバックホーの調査によって、私は自分なりにかすかな期待を持っておったわけです。そのかすかな期待というのは、そういう悪いごみでないというのを私なりに本当は確信を持っておったのですけれども、そのために恐らく1,800万円ですか、調査費用をかけて、あるいはこの処分量が当初9,000トンと言われた処分量は大幅に減るのではないかなと。あるいは、それ以上もっと楽観的に考えれば、大したことがないのではないかなと、こういう思いを持っておったのですけれども、ダイオキシンが検出された、これは私の想定をはるかに超えたものが出てきたと、こう思っておるわけでございます。

そこでお伺いしたいのは、2点目の方法が一番理にかなっていると。この方法は、廃棄物を掘削選別し、資源化を行った後に他の処分場に搬出処分する工法だと。そうすれば、概算の事業費は約5億6,000万円になるのではないかなと。

そして、もう一つ注目するのは、市の処分場を使用する場合の概算事業費は4億7,000万円だと、トータルコストは6億2,000万円と、このように述べているわけですが、そこでお聞きしたいのは、他の処分場とはどこのことを言っているか、あるいは市の処分場というのは、私の覚えている範囲内では大畑の処分場、これは12月ですか、アクセス・グリーン・サービスの焼却炉が故障して、発表によれば大畑の処分場に2,000トン運んだと。あとは脇野沢の処分場もまだ残っているやに私は思っておりますけれども、そこで他の処分



場とはどこか、あるいは市の処分場というのはどこを想定しているのか。そして、トータルコストが6億2,000万円というのは、市の今の処分場、例えば大畑を例にとりますと、私たちはそういう処分場を残しているのは、何か災害等があって焼却場で処分されないことも出てくると思うわけですので、そのためにその処分場を残しておくということで考えておいたのです。市の処分場に埋めてしまえば、これはトン数にもよるのですが、どのくらい埋めることができるものやら、もし知っておいたらお答えしてほしい。

トータルコストというのは、私なりに考えれば、市の処分場が埋まってしまって別の処分場をつくると、そういう意味のトータルコストということで考えてもよろしいのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（村中徹也） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長（奥島慎一） 新谷功議員のお尋ねにお答えいたします。

第1点目の他の処分場とはということでございますが、むつ市には最終処分場が今現在全部で4つ、合併する以前の旧市町村に1つずつということで4つの最終処分場がございます。その中で脇野沢地区の最終処分場が今現在9,600トンほどまだ残余容量がございます。廃棄物対策課では、今現在この4つの施設を管理しているわけですので、その部分を考慮しながら、今現在ある不法投棄のものを順番に処分していったらどうかということで考えております。

トータルコストについては、新谷功議員今考えているとおりでございますので、廃棄物を市の最終処分場に処分した場合、処分費用は削減されます。しかしながら、最終処分場の残余容量が減少することになりますので、将来最終処分場が不足すれば、新たな最終処分場の建設が必要となります。そこで、処分量に見合った最終処分場の建設費用

を対策工の費用として仮に見込んだ工法の一つでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） わかりました。今私どうしても納得できないことがあるのですけれども、それはどういうことかと。もう少し調査することが必要でないかなと。と申しますのは、現在不法投棄したところ、ボーリング調査3カ所やって、バックホーで取ったと。私は、そこはそういうことでたまたまダイオキシンが出たとは思うのですけれども、果たしてそこだけなのか。このダイオキシンは自然的に発生するものかわからないけれども、私はその山、不法投棄された以外、あそこはもうある程度限定されていますから、そこ以外もどうでしょうか、一カ所でもボーリングして調査するという考え方はないものか。いかがなものでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当時の記録、また当時の職員、退職した職員等々を聞き取り調査いたしました結果、この場所に不法投棄が限定されております。この部分について特定をされておりますので、この調査というふうなことで今進めております。あえてそのほかにつきましては、ボーリング等の調査を今のところは予定はしておりません。

そのダイオキシンも本当に貯留水、要するにたまっているところを検査した結果確認されたと。幸いなことに、まだそれが外のほうに拡散されていないと。ですから、ただちに遮水工、要するに矢板か何かを組んだりして、そして雨がにじむのを防ぐというふうなことでキャッピング工法というのですか、それをただちにとる必要があるというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。9番白井二郎議員。

○9番(白井二郎) 不法投棄について若干お尋ねしたいと思います。

ただいま市長から報告があったわけですが、1番、2番、3番と3つの工法があって、この報告書では2番の分別が最もよいのではないかと、こういうことになっているわけですが、これは恐らく現市長は想定外の問題だと思っています。1番でも2番でも3番でも結構ですが、仮に6億円、10億円かかるわけです。今のむつ市の財政、今後の事業などを考えれば、この6億円の金は当然一括で出せる金額ではないと思っています。ということは、何回かに分けて工事を進めるということになるものなのでしょうか。それとも予算的に、先ほど市長が説明した中には、土砂など撤去しなければ最終的なことはわからないということも言っていますので、これは6億幾らというのは、最低で恐らく6億円ということで、私認識しているわけですが、これ以上かかるということで考えていいのでしょうか。当然市民の安心安全のためには、本当はちょっと不満ではありますが、撤去を私はしなければならぬと思っているのですが、やはり財政との兼ね合いをどのように考えているか、その辺を含めてお聞きします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 基本的には撤去でございます。その撤去をする方法の中でこの2つの方法、今金額の少ない2のほう、1と2というふうなことでございまして、金額的に非常に膨大な支出が予測されます。まずこの金額が6億円というふうなことで、それがどう動くのかと、先ほどお話をしましたように、現在の段階ではボーリングをした結果、そのコンサルタントのほうで、非常にさまざまな廃棄物が交じっていると、そのボーリングの箇所だけでもそうなのでございます。

また、ほかのところ、ふたをあけてみれば何が入っているかということが非常に私も懸念をして

おります。その部分で、6億円というふうな形が一人で走って、その金額を超えたら今度責任問題だとか何とかというふうなことに非常にまたなりかねません。ですから、私は一応今コンサルのこの結果を皆様方にお示しをさせていただいて、これからよく精査に入ります。その部分で、現時点ではこの金額であるということでございます。

そしてまた、財政に対する影響、これは非常に大きいものであろうと思います。しかしながら、これは単年度でできるものではありません。ただ、単年度で措置をしなければいけない部分、これはキャッピング工法というふうなことで、廃棄物のあるところの上に雨水が浸透しないような方法、それをとらなければいけませんし、そして矢板化で浸透水の流出を防ぐというふうな、そういうふうなところはただちに対策をとらなければいけない。その状況を見て、しっかりと撤去の方法を考えていかなければいけないし、財政的な措置もとっていかなければいけないと。時間はかかるものだと、このように思います。

ダイオキシンなんか出てこなければよかったなと、そういうふうな思いを、ほのかな期待を持っておりましたけれども、この結果になったということは、非常に残念なことであります。

○議長(村中徹也) 9番。

○9番(白井二郎) わかりました。今さら議論しても始まらないわけですが、やはり市民の皆さんにはむつ市は財政が厳しいということで我慢を強いています。その辺を踏まえましても、この不法投棄の件はきちんとした処理をしなければいけないものと思っています。私は、なるべく、当然市長もそうでしょうけれども、金のかからない安心安全をよろしく願います。

以上です。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) これを撤去しないで放置していた場合、その期間によってどのような罰則があるか、お聞かせ願いたいです。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 罰則という以前に、ダイオキシンの拡散だとかさまざまな部分で環境に対する危険性が非常に高いと。とにかく基本的には撤去というふうなことで考えております。罰則はわかりません。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) では、後で調べてご報告願いたいのですが。

○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長(奥島慎一) 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたします。

罰則ということですが、今、現在地に不法投棄ということでありまして、結局はそのまま市の土地にありますので、それが無害化するまで何年かかるのか、ちょっと我々も素人で判断できかねますけれども、その間罰則規定あるのかということですが、これに対する罰則規定はないものと思っております。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) ただいまの答弁に若干補足したいと思いますけれども、本質的には違法状態にあるわけですので、違法状態でそのまま放置していいということにはならないわけで、これはその状態を是正して違法状態でない状態にするというふうなことが当然基本になりますので、罰則以前の問題だというふうに解釈しております。

以上です。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次は、新庁舎北側用地へのむつ警察署の移転新築についての報告に対し、質疑ありませんか。25番

齊藤孝昭議員。

○25番(齊藤孝昭) 市長の先ほどの報告の文書にもあったとおり、むつ警察署移転新築は市民の要望も強いものでありまして、今後のむつ市の安全を確保するためには大変いい場所だと思います。

そこで、かつて東京電力さんと日本原子力発電さんからの寄附によって土地、建物を購入することができたのですけれども、今警察署が移るといふこの場所も当然その寄附によって購入した土地であります。建物は県の予算で建てるということで、それはいいのですけれども、ではこの土地はという扱いになるのか。例えば県に売り払いするのか、それとも無償で貸し付けするのか、さまざま考え方がありますが、そのところが今どのように進んでいるのかお知らせください。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 先ほど壇上でご報告を申し上げましたとおり、当該用地につきましては無償で貸し付けすることと判断しているということでご理解をいただきたいと。ただ、冒頭齊藤孝昭議員がいい場所であるというふうなところは、非常に私もお意見をしっかりと承りました。ありがとうございます。

○議長(村中徹也) 25番。

○25番(齊藤孝昭) きちんと聞いていなかったもので、済みませんでした。無償貸し付けということではありますが、果たして寄附で、杉山前市長のときは、庁舎を移転するための札つきの寄附だというふうにずっと聞いていましたが、今回庁舎に関係ない建物に対して果たして無償貸し付けでいいのかどうか。今までの庁舎移転のいろんな議論の中で、あくまでも庁舎移転だと、そのために買うのだというふうなことになっていました。警察署は大歓迎ですが、今までの話の内容からして、果たして無償貸し付けがいいのかどうかというところを私は疑問に思うので聞いているのですけれど

も、どんな考えでその無償貸し付けにしたのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この用地は、本庁舎用地として一括購入いたしました。これは、切り離しができない状態での購入でございました。破産物件ということで、全体として買わなければいけないというふうな条件が当時ありました。そのことからして、一括して北側用地も取得をいたしました。その後庁舎が今年の12月8日の議会で3分の2以上を超える多数で議決をいただき、移転が決定いたしました。その段階で駐車場、十分なスペースもあります。そしてまた、建物自体も十分な状況であると。これからその向かいの北側の用地を雨ざらしにしているのかというふうな思いもございました。そこで、さまざまな各団体からのご要望、そういうものも受け、そして免許センター的な機能も持ち合わせるというふうなことの要望がありまして、結果としてこの用地を無償で貸し付けをしたいと。

また、先ほど壇上でご報告をいたしましたように、県のほうからも教育研修センターの用地及び建物、こういうふうなものを無償でむつ市のほうで借り受けている、そういう状況もあります。そういうことを総合的にしんしゃくをした中で、そしてまた県のほうの改革プラン、建物はもうしばらくできませんよと、そういう中で知事に大きな決断をなさっていただいたと、これに対して、この場面で土地を売却するとか交換するというふうなことも想定はいたしましたけれども、この事業を進めるため、市民の要望にしっかりとこたえるためには、やはりこれが最善の、ベストの手法であると、このように判断をしてご報告に至ったということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） よくわかりました。

それでは、最後になりますけれども、では北側の道路を挟んだ向こう側、全部の用地ということでもいいのかどうか、最後お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1万4,000平米あるわけでございます。その部分におきまして、庁舎のほうから向かって右側、そちらのほうが少し高くなっておりますので、のり面だとか、そういうふうなものも調整をしなければいけませんけれども、1万4,000平米、そのうちの約半分程度の貸し付けを想定しております。今後県のほうの必要な面積、駐車場の面積とかさまざまな免許センター的な機能も持たせるというふうなことを伺っておりますので、その部分において、どういう面積が必要なのか、そういうところをしっかりと見きわめながら無償で貸し付けをしていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 用地の関係で、無償で県のほうに貸し付けをするというようなことでありますが、県のほうで建物は改築をするということで、土地については市のほうで提供すればと、こういう条件が示された中での判断なのか、1点目です。

それと関連しますが、2つ目は現在の警察署の用地と提供する用地との代替というか、例えば今の示されている用地を県のほうに提供する、県のほうでは現在の警察署の用地を解体後は市のほうに代替として提供すると、こういうふうなこと等がなかったのかどうか、その2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1点目は、ありませんでした。

2点目は、先ほど齊藤議員のお尋ねにもお答え

いたしましたように、売却、それから交換、さまざまなことを検討いたしました。しかしながら、市民の要望、そしてまた県の状況、そういうふうなものを総合的に勘案いたしまして、無償貸し付けということに至ったということでご理解をいただきたいと、こう思います。

現在の警察署の建物、この部分については、私どもやはり県の考え方の中でありますので、その部分をひっくり返して、県有地である現在のむつ警察署の用地との交換、そういうふうなものもさまざま選択肢の一つとして検討いたしましたけれども、やはりこの部分においては早く事業を進めていただく、そういうふうな流れの中でしっかりと検討を重ねた結果ここに至ったということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今の答弁で、無償での提供ということについては、県のほうから求められたものではないと、市のほうとしての対応だと、こういうふうなことでありますが、先ほどの脇野沢の不法投棄の処理経費の問題とか、今置かれている財政の厳しい状況、こういう点を総合的に判断をした場合に、市のほうとして、用地の関係についても県のほうで用地を買い取ると、こういう点も含めて今後検討する考えがないのかどうか、財政健全化に向けてということの観点から、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県のほうでの買い取りということになりますと、この事業は遅々として進まない。県財政もこのような状況で、改革プランの中で箱物行政というものにかなりブレーキがかかっていると、そういうことで、この事業はしばらく日の目を見ないというふうなことでございます。

さらに、先ほど壇上でもご報告申し上げました

ように、当市でも県の土地、建物を無償で使わせていただいている状況もあるということ踏まえてのこの決断でございますので、ご理解をいただきたい。

そしてまた、県のほうでは土地の造成費、これをしっかりと見積もって、これから予算を県議会のほうに諮っていくというふうなことでございますので、その部分、県もしっかりとこのむつ市の、下北の安全安心、強靱なセーフティーネットワーク、この構築のために、懸命に財政状況が厳しい中でも配慮をしていただいたというふうなことで、知事のご決断に私は非常にもる手を挙げて歓迎をしたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。21番 中村正志議員。

○21番（中村正志） 前の議員とちょっと似たような部分もあるかと思いますが、お尋ねさせていただきます。

あの土地は、ある団体から市の庁舎用地にということで寄附金をいただいたわけですが、その土地を市のほうで売って資金を得るというのは、私としては道義的にどうかなと思っていたので、今回のこの提案は個人的には歓迎いたしますが、そうなった場合に、その寄附していただいた団体に対して今回の説明はしているのか、あるいは本来寄附の趣旨とは違った使い方をすることに対して、今後そちらの団体との間に問題が起きることではないのか、そのあたりについてどう考えていますか。あるいはまた、その団体とお話をされているのであれば、その点についてもお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはりその部分で、あの土地は今中村議員お話しのとおり、寄附金をもとにして購入をしたという経緯がございました。やはりその部分は大きくクリアしなければいけない課

題でございました。寄附金で購入したものを、県といえどもほかに売却をするということは、これはなかなか仁義に反するというものもございませう。そういうふうなことは、すべてご寄附をいただいた方々と協議をし、この形でご理解をいただいております。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今のお答えでいきますと、今回のことがあってもこのまま協力体制は続いていくと考えているということでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりでございます。ましてむつ警察署の狭隘さということがよく言われております。東北電力東通原子力発電所、それから中間貯蔵施設ということが将来その形になりますと、警備面で非常に多くの方々が県外から訪れております。あるホテルに十数人ですか、毎日泊まっているような形の警備をしっかりと整えなければいけない。その中で今この手狭な警察署の中でということありますので、それが事業者側からのご寄附をいただいた部分でというふうなことは一つのまた見方とすれば納得をしていただいた大きな要因なのかなと、こんな思いを今いたしております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

今あるむつ警察署の隣には合同庁舎がありまして、やはりこの建物を解体した後の土地の利用の仕方は、かなりいろんな意味で影響があるかなというふうに思って、そこら辺のところの何か要望というのはなかったものかどうか。その跡地利用、今のむつ警察署の。現在の土地の要望というのはなかったものかどうか。今の合同庁舎の駐車場もかなり狭いのです。だから、隣になっていますから、そういう意味で今の合同庁舎に来る方がその

土地を利用できるかというふうなことで県のほうに市長として要望してもらえればいいなと思うのですが、その土地利用に関して市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在のむつ警察署の駐車場は非常に狭く、免許更新なんかに行っても、向かいの土地に駐車をしたりということで、非常に手狭なというふうなのは私も経験をしておりますし、また市民の皆さんからの要望の中の一つにやはりこういう部分があったわけでございます。この部分は、どう思うかということは、狭いと、こういうふうに思いますので、合同庁舎も狭うございます。そういうことでは、私も認識をしております。横垣議員も党の県議会議員に、そういうふうな形でできるだけ駐車場を確保していただくようお願いをしていただければなと。あくまでも県の事業でございますので。ただ、駐車場が狭いという認識は私どもも、また議員各位も、市民の皆さんも持っているということはお伝えをさせていただきたいと。これは、県の事業でありますので、県のほうには機会がありましたらお伝えをさせていただきます。横垣議員の党のほうのお力も県議会の中でいただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。24番 新谷功議員。

○24番（新谷 功） 冒頭に申し上げておきます。そうすることによって、市長も安心するかと思いますので。

実は、私はこの場所に、今のむつ警察署が移るのは大賛成でございます。私は庁舎移転の議論がなされておったときに、北側の駐車場はそもそも要らないと。売ることができれば売ったほうがいいなという考え方を持っておったわけですが、いろいろご寄附をいただいた事業者との関係

もあろうかと思いましたが、その辺は控えておいたのですけれども、むしろ市民の利便性、今市長は現在のむつ警察署は全く手狭で、それから我々は免許の更新等々、わざわざ青森市まで行く、そういう機能も今度はできると。いろんな意味で市民の、いわゆる今市長がおっしゃったセーフティネットの構築ということから考えれば、まことにその場所がそうだなと。ましてやそういうことでもってこういう事業ができるということは、本当によかったなど。

私は、むしろこのバイパスが、これは蛇足になるのですけれども、消防庁舎もこのバイパスへ持ってくると、こういうことができれば一番ベターだなと。消防庁舎も、今の国の合同庁舎のところに初めは建築を予定しておいたのですけれども、いろいろ迷走して現在の消防署位置に変えたのです。本来であれば、このバイパス沿いにそれもできれば、これは私の発想ですけれども、大湊消防署も、これは是が非でもそうしなければならぬということにもなりかねないと。今でもその構想は持っているのです。

そういうことで、いずれにしてもこの土地を無償ということは、ほとんど現在の建築からいけば、最低でも50年、あるいはもうそのまま永久といえますか、このように考えておりますけれども、市長の現在のこの無償の考え方、私が今述べた、50年、あるいは100年、永久と、私はそうとおるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 無償貸し付けの期限は、大体30年か40年くらいの、これは県ともまた詰めがありますけれども、今借り受け申込書というものが来ておりますので、その部分について県のほうには正式に回答していきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### 日程第4 市長施政方針

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎）　むつ市議会第199回定例会の開会に当たり、平成21年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

初めに

平成20年度は、自ら当初予算の編成にかかわったという意味において、市政を託された実質的な初年度であり、合併後の地域課題等の実相について改めて自らの目で確認、検証をし、フォローアップしていくことが私の責務と念じながら、まちづくりの主役は市民であるとの基本理念のもとに市民協働の社会の形成を目指して、「おでかけ市長室」、「出前講座」等を通じ、できるだけ多くの市民と懇談するとともに、ホームページのリニューアルをも図るなど広報広聴の充実に努めたところであります。

さらに、内においては、職員には常に自己点検と切磋琢磨を励行させながら市民の立場、目線に立って考え、積極的に提案ができる、進取の気性に富んだ組織風土の醸成にも努めてまいったところであります。

また、組織運営においては、的確性はもちろん迅速性と攻めの姿勢を重視すると同時に、仕事を進めるに当たったの通念でもある「報告」、「連絡」、「相談」を行動指針として常日ごろ徹底することで、組織内での意思の疎通、風通しの確保を図ってまいりました。

いずれも徐々にではありますが、手ごたえを感じるまでに至っており、これらを基本に据えながら、引き続きさらなる進化に果敢に取り組んでまいる所存であります。

市民協働のまちづくりに関しましては、地方分権に対応した基礎自治体としての組織体制を整え、迅速かつ効率的な行政経営を図るべく、「むつ市行政機構改革基本方針」を平成20年3月に策定したところであり、これに沿い平成21年度は、

市民の目線に立った政策形成や行政経営等にさらに意を用いてまいりたいと考えております。

また、行政サービスの維持向上を第一義に費用対効果の確保と事務の効率化を眼目とする「むつ市行政改革大綱」等が平成21年度で5カ年の計画期間を終了することとなりますことから、平成22年度からの新行政改革大綱等の策定作業にも取り組んでまいります。この中におきましても、市民協働のまちづくりを一大テーマに据え、自立した自治体のあり方やそのための市民力、地域力の結集のあり方、すなわち住民参画のあり方などについて、あるべき仕組みを探ってまいりたいと考えているところであります。

平成20年度を顧みて特に感慨深いことは、何と云っても本庁舎移転に係る条例が、議員各位と市民の皆様のご理解のもとに成立したことであります。

市の本拠を移すという大事業であればこそ、これまで多くの時間をかけ、市民との対話も含めて議論と手順を誠心誠意積み重ねてきただけに、感慨ひとしおのものがあります。

折しも市制施行50周年・合併5周年の節目の年に、むつ市中央1丁目8番1号の新庁舎に居を移すこともまさに新しい歴史を刻む象徴的なことであり、改修工事のつち音が移転へのカウントダウンにも聞こえ、今から興奮と緊張を禁じ得ない心境であります。

市民が利用しやすく、市民に優しい新庁舎の完成を目指す一方で、新しい歴史の第一歩を記すにふさわしく、市民の新たな目線、負託にもこたえ得る行政運営を心がけなければならないものと気を引き締めているところであります。

さて、米国の金融危機に端を発し、グローバル経済の波に乗って世界じゅうに拡散した経済危機に直面して、各国が市場経済中心主義への反省のもと必死となって、財政出動による内需拡大と雇



用創出への取り組みをしているところであり、我が国も「当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長」を目標に掲げ、このたび景気対策等各般の施策を第2次補正を含む切れ目のない形で打ち出したところであります。

最近の世情からも「雇いどめ」に象徴される「雇用問題」が新聞紙上等をにぎわしているところであり、昨年の燃油高騰も加わって、経済低迷に拍車がかかり、それにつながった面もありましょうが、私自身、公の局面において雇用する立場から、「働くことの意義」、「働く形のあり方」、そして「暮らし、生活」という身近で普遍的なテーマに考えさせられることの多かったことは紛れもありません。

その思いの源泉は、とりもなおさず、「安心して暮らせる毎日が基本」ということを、雇用の安定を願う経済的側面からの公約として掲げている私の視座からのものであります。

就労形態の多様化、国際経済への競争力確保等を背景とした労働分野の規制緩和に、再就職支援等のセーフティーネットの整備が欠かせないものであるということを、社会の安定的かつ持続的発展を願う立場から改めて痛感させられた次第であります。

当座は、これに対応する国の動きに呼応し、地域経済の下支えに効果を引き出すよう最善を尽くしてまいり所存であります。

以上のような次元とは別なものでありますが、当市の喫緊の課題は何といても就労の場、雇用の場の創出であります。

当地の特性を生かす中で、地元にしかりとした生活の基盤を構築することが、地域の活力とにぎわいを生み、まさに市制施行50周年及び合併5周年のキャッチコピーである「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」、そして究極は長

期総合計画の基本理念である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の具現化につながっていくものであります。

この命題は、一朝一夕にはいかないものではありますが、昨年の下北・むつ市経済産業会議の成果も踏まえ、じっくりと腰を据えて積極果敢に取り組んでまいり所存であります。

これらのことを念頭に置きながら、節目の年となります平成21年度に向けて、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」の大計のもと、当市の基幹的産業であり、すべての産業の基盤ともなり得る第1次産業の拡充を初め、農工商連携による製造業との相乗効果や、環境・エネルギー・情報産業における新たな芽出しをも促す取り組みについて、新たな歴史の礎を築くための布石となる種を一心不乱にまく思いで、戦略的に推し進めていく覚悟であります。

#### 予算編成

さて、当市の財政状況につきましては平成17年度決算で約24億9,000万円の赤字となって以来、平成18・19年度と2年連続での単年度黒字決算となりましたことから、平成19年度末における累積赤字額は約21億円となり、同年度の決算から公表が義務づけられた健全化判断比率の基準も辛うじてではありますがかクリアすることができたところであります。

平成21年度からは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる財政健全化法が全面的に施行となり、健全化判断比率が一定の水準を超えた場合には、財政健全化計画の策定が義務づけられることにもなりますことから、今後ともよりわかりやすい財政情報の公開に努めながら、引き続き職員数の削減や指定管理者制度の活用による外部委託の推進等、行政改革大綱に基づいた財源対策に継続して取り組むとともに、電源立地地域対策交付金を有効に活用することで「市民サー

ビスの維持向上を図りながら財政健全化も確実に進める」という二律背反とも言える大命題に、何としても平成23年度で財政の健全化をなし遂げるという強い意思を持って臨んでまいりる所存であります。

平成21年度の予算編成は、生活保護費等の社会保障費が増嵩する中、法人市民税やたばこ税等で前年を割り込むことが見込まれるほか、特別交付税の減額により地方交付税総額も減額となるなど依然として厳しい財政状況下にありますことから、財政健全化の基調をしっかりと堅持することが必須であり、所要の財源対策を引き続き図るほか6年ぶりに財政調整基金への積立金を計上するなど、健全化への歩みを確実に担保する仕掛けも図ったところであります。

一方では、前段でも申し述べましたように米国発の金融危機を起因とした世界同時不況の様相が高まっている中であって、雇用対策や生活対策等への対応が喫緊の行政課題となっておりますことから、予算の編成に当たりましては「年度予算」という既成の概念にとらわれず、平成20年度補正予算から間断のない枠組みで編成し、これらに対応するとともに、安全安心なまちづくり等の推進や、節目に当たりますむつ市の未来に向けた「芽出し」という攻めの仕掛けについて、守りとのバランスに配慮しつつ図るなど、できる限り各般に心を配りながら施策の重点化を心がけたものであります。

#### 主要施策

続きまして、新年度予算の主要な事業について、その概要をご説明申し上げます。

主要事業につきましては、むつ市長期総合計画でお示ししております「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本方針とそれぞ

れの施策項目に沿ってご説明いたしたいと存じま

す。

初めに、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」についてであります。

まず、「観光の振興」及び「特色ある地域産業の育成」につきましては、産業振興による地域の活性化と雇用の創出を目指すというものであります。観光施設の整備として、川内地区の温泉施設の改修を実施したいと考えております。

また、漁業生産基盤の整備として、昨年度に引き続き関根漁港ほか6カ所の漁港の整備を進めるほか、マダラ、ナマコ等の増養殖事業への支援、さらには下北ワイン生産に係るブドウ作付面積拡大等への支援を行い、生産性及び付加価値の向上につなげてまいります。

その一方で、「むつ市のうまいは日本一」の第2ステージとなる販売強化の取り組みとして、むつ市の応援隊の結成や地産地消運動協力店の募集等むつ市のファンづくりに着手するほか、インターネットの活用による「むつグルメ」の配信等を実施し、農林漁業を初めとした関連産業の収益性を高めてまいりたいと考えております。

雇用の創出につきましては、「雇用の拡大は地域の文化・住民の意識・地域の教育力、産業界の力・公の意欲などが大きく関連し合う総合的取り組みによって前進する」との認識のもと、エネルギー関連産業と地元企業との連携をバックアップするシステムづくりや人材の育成等に努める一方で、企業誘致に向けたトップセールスへ力を注ぎ、公の意欲を外に向け発信することで、産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実なものとしてまいりたいと考えております。

これら雇用創出や産業振興の課題に着実かつ効果的に取り組むため、組織の一元化を図り、新たな部署として経済部内に「産業政策課」を新設したいと考えております。

また、現下の厳しい経済情勢を背景とした緊急雇用対策につきましては、国の交付金事業である「緊急雇用創出事業」や「ふるさと雇用再生特別基金事業」を最大限活用し、林道や森林整備等のための雇用を図るほか、ワークシェアリングの発想も取り入れた窓口サービス専門員や事務補助員等を雇用する「市単独の雇用対策事業」も実施し、地域での雇用確保に全力で取り組んでまいります。

次に、「豊かな環境の創造」につきましては、休止しておりました緑町団地建設事業に着手し、高齢化に対応した良好な住宅環境の整備を図るほか、桜木町西団地の解体、市営住宅の耐震診断、田名部川周辺環境整備事業及び公園フェンスの改修や遊具の更新等を実施してまいります。

続きまして、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」についてであります。

まず、「一体的な地域の形成」につきましては、市道等維持事業として簡易舗装及び側溝等を整備するほか、大湊地区坂道対策として市道連絡9号線融雪工事、荒川地区道路の舗装や改良、凍結防止剤散布車の購入、最終年度となります下北駅前広場整備事業として、バス・タクシープール、観光案内所等を整備してまいります。

また、JR大湊線の安定的な運行と利便性の向上及び下北半島縦貫道路の早期完成、国道279号及び国道338号の整備促進につきましては、東北新幹線新青森駅開業も見据え、これまで以上に国・県及び関係方面に対する働きかけを強めてまいりますほか、バス交通につきましても、地域の利用者等からのお声を伺いながら、よりよいあり方について検討を深めてまいります。

次に、「市民協働の施策展開」につきましては、「まちづくりの主役は市民である」ということを一貫して市政運営の基本に据え、「おでかけ市長室」、「出前講座」、「市長への手紙」等を実施し、

寄せられた多くの貴重なご意見等を市政運営の原動力とさせていただいております。新年度におきましても広報広聴機能をより高めるとともに、行政経営に生かし、市民協働のまちづくりへの歩をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、新年度は市制施行50周年及び合併5周年を迎える節目の年であり、これを契機に、市民の皆様とともに当市のこれまでの歩みを振り返り、未来へのさらなる発展と飛躍に向けて記念事業を実施してまいります。

記念事業につきましては、市が主催するものとして記念式典を初め克雪ドームにおけるイベントやテレビの公開番組等のほか、各種団体との共催により行うものなど種々企画しております。

また、協賛事業としてご協力いただくイベント等も含め、その実施に当たりましては、老若男女多くの市民の皆様がこぞって楽しみを分かち合うとともに、力を合わせて実のあるものにするこゝとで、一体感の醸成を図りながらあわせて全国に「むつ市」を発信し、アピールする契機としたいと考えております。

次に、「新たな行財政システムの構築」についてであります。

現下の厳しい行財政を取り巻く諸情勢に的確に対応し、将来にわたって安定した市民サービスを提供していくため、さらなる行政改革の断行と財政の健全化に努めてまいるとともに、「最少の経費で最大の効果」実現のため、行政評価制度の本格実施に取り組んでまいります。

また、効率的な行政経営の実現を目指す上で求められる職員の意識改革、政策形成、人材育成機能等の再構築のため、その第1段階としてグループ制を試行するとともに、分庁舎組織の機能強化、さらには部の再編を含む組織改革等を念頭に、基礎自治体としての組織機構体制を整えてまいりたいと考えております。

議員各位初め市民の皆様のご理解のもとに平成19年度より着手しております新庁舎につきましては、市民が利用しやすい、市民に開かれた庁舎を目指すとともに、新たな市の拠点としての機能を十分に発揮してまいりたいと考えております。

続きまして、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、「保健・医療の充実」及び「福祉の充実」につきましては、安心して子供を産み育てられるよう、妊婦の方々の公費負担健康診査をこれまでの5回から14回へ拡充し、母胎保護のための環境整備に取り組みます。

また、子育て家庭への新たな支援策として、生後4カ月までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、育児に関する悩みを聞いたり、子育てについての情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施するほか、平時または急用時において子供の一時預かりや保育施設等への送迎などを希望する保護者とそれに対する援助を行いたい人との間の相互調整を行う「ファミリーサポートセンター」を開設し、子育て環境の充実と支援に努めてまいります。

高齢者及び障害のある方々に対する支援についてではありますが、住みなれた地域で安心して長寿生活や自立した社会生活を送ることができるよう、「外出支援サービス事業」や「生きがい活動支援通所事業」等の実施により負担の軽減を図るとともに、障害者自立支援法に基づく施策を実施してまいります。

また、限られた医療資源の中で市民に適切な医療サービスを提供するため、病院経営の健全化に向け引き続き支援してまいります。

次に、「教育の充実」についてであります。

まず、次代を担う人材の育成と環境の整備につきましては、むつ市の将来を担う子供たちが行政や議会への関心と理解を深めることを目的とし

て、また新庁舎議事堂における記念事業的な意義も持たせ「むつ市こども議会」を開催するほか、放課後に空き教室等を活用した学習活動やスポーツ等に取り組む「放課後子ども教室推進事業」及び国際社会に対応できる人材育成を目的とした体験学習である「ジュニア大使派遣事業」を引き続き実施してまいります。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への取り組みとして、スクールサポーターの増員を図り、支援内容の充実に努めてまいります。

教育施設の整備についてであります。第三田名部小学校は平成24年度及び第一川内小学校は平成23年度の完成をめぐり建設に着手するほか、児童・生徒の安全で快適な教育環境の確保に向け、できるだけ早期に全小中学校の耐震化を図るため、新年度は関根小学校、大畑中学校及び脇野沢中学校の耐震補強実施設計を行います。

最後に、「安全で安心な環境の充実」についてであります。

防災対策の充実を図るための治水対策として、中央地区及び金谷2丁目地区の排水路整備事業を実施するほか、登録した携帯電話に火災や自然災害情報等を自動配信する「防災メール自動配信システム」の拡充、各種災害発生時における被害の軽減を図るため、洪水、津波、土砂災害等の危険区域などを示す災害予測図「総合防災ハザードマップ」の製作等、災害への備えとなる情報について、市民の皆様にご周知を図ってまいります。

また、消防・救急体制の整備につきましては、大畑消防署庁舎建設事業に着手するほか、消防署及び分署における広報活動車、資機材搬送車、消防団の小型動力ポンプ付積載車等を更新し、消防機能の充実強化を図るとともに災害に強いまちづくりを目指してまいります。

結び

以上、平成21年度の市政運営に臨む基本的な考

え方と主要施策の概要について述べてまいりました。

私にとりましては2度目の当初予算編成となりますことから、昨年度味わった財政の定石とわき出る熱い思いとの葛藤、焦燥感を乗り越えつつ、いよいよ守りから攻めにかじを切ってさらなる発展への仕掛けを施す秋(とき)が来たとの思いで予算編成に臨んだところであります。

結果として、限られた財源状況の中において、相応にめり張りがあり、かつまたバランスのとれたもの、言いかえれば「攻め」と「手堅さ」がほどよく混交したものとなったのではないかと、半ば自負心にも似た思いを抱いているところであります。

予算に意図して吹き込んだ精神を、市政運営に臨む私の基本姿勢と重ね合わせご理解を賜り、御議決の上はしっかりと進行管理をし、具現化を図っていかなければならないと肝に銘じている次第であります。

繰り返しになりますが、平成21年度は、市制施行50周年・合併5周年、そして新庁舎への移転等がもろもろ重なり合う、まさに節目の年度となりますだけに、多元的な意味合いで行政の真価が問われることにもなります。

次の半世紀を見据えて新しい歴史を刻むため、その出発点に当たり、財政健全化に引き続き手綱を緩めることなく全力を注ぎつつ、一体感の醸成と市民の幸せを願い、さらなる飛躍に通じる道の上に新たな一步を力強く踏み出してまいりたいと思っているところであります。

「地域経済の下支え」、「産業の基盤づくりと雇用の創出」、「安全安心」、「子育て支援」、そして「人づくり」等の諸課題に、心機一転、積極的に「考え、行動し、創造するむつ市」として組織を挙げ取り組む所存でありますので、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力、ご支援を賜りま

すよう切にお願いを申し上げます次第であります。

○議長(村中徹也) これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、次の市長提出議案一括上程、提案理由説明に入る前に、昼食のため午後1時10分まで暫時休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第5～日程第43 議案一括上程、提案理由説明

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例から日程第43 報告第4号 専決処分した事項の報告についてまでの39件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました35議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも320億5,800万円となります。

これを平成20年度当初予算と比較いたしますと、金額で27億4,500万円、伸び率では9.4%の増となっております。

予算総額が増となった主な要因につきましては、本庁舎移転事業費で約11億5,000万円、第三

田名部小学校建設事業費で約3億9,000万円、第一川内小学校建設事業費で約2億7,000万円、大畑消防庁舎建設事業等に係る下北地域広域行政事務組合負担金で約3億8,000万円及び財政調整基金積立金で約5億6,000万円の増となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には本庁舎移転事業費、分庁舎における住民の要望等への迅速な対応をするため、各分庁舎に予算配当する地域振興費、市制施行50周年・合併5周年記念事業費及び単年度収支における黒字要素となる財政調整基金積立金を計上しております。

徴税费には、市税賦課徴収システム改修及び地方税電子申告ポータルシステム運用に要する経費を計上しております。

選挙費には、衆議院議員総選挙費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、むつ市社会福祉協議会補助金、障害者の自立した日常生活及び社会生活の支援等に要する経費を計上しております。

老人福祉費には、外出支援サービス事業等の在宅福祉関連事業費、敬老事業費、老人福祉施設入所者に係る措置費及び介護保険特別会計繰出金を計上しております。

児童福祉費には、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費、児童手当、児童扶養手当及び保育所等運営費のほか、生後4カ月までの乳児のいる家庭を対象に訪問、相談、情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん事業」に要する経費、幼稚園や保育所への送迎や一時預かり等支援体制の充実を図る「ファミリーサポートセンター事業」に要する経費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費、医療扶助費のほか、各種扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、無料検診の回数を5回から14回までに拡充する妊婦健康診査を含む各種健康診査に要する経費、乳幼児医療費給付事業費、予防接種事業費、国民健康保険特別会計繰出金、青森県後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を計上しております。

清掃費には、ごみの収集運搬及びリサイクルに要する経費並びに一般廃棄物処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、国の雇用対策に係る緊急雇用創出事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費のほか、市単独で行う雇用対策事業に要する経費及びむつ市シルバー人材センター運営費補助金を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、特産果実の生産拡大の推進を図るためのおいしい果物産地振興事業費補助金、中山間地域での耕作放棄地の防止や多面的機能の確保を図るための中山間地域等直接支払交付金、農道高野川線整備事業費、農業委員会の運営に要する経費、脇野沢農業振興公社運営費補助金、ニホンザル食害対策事業費及びニホンザル保護共生事業費を計上しております。

畜産業費には、いのししの館及び各牧野の指定管理料を、林業費には健全化施策推進に係る森林整備地域活動支援交付金事業費及び直営造林整備事業費を計上しております。

水産業費には、消費拡大及び販売促進を図るための「むつ市のうまいは日本ー！」プロジェクト事業に要する経費、アワビやナマコ等の増養殖事業費、各漁港施設の整備事業費を計上しております。

商工費には、商工団体、観光団体等に対する補助金、中小企業等への融資資金に係る原資預託金のほか、観光施設の管理運営費及び改修事業費、

来さまい館、早掛レイクサイドヒルキャンプ場等の指定管理料を計上しております。

土木費のうち道路橋りょう費には、街路灯管理費、道路維持補修費及び除排雪経費のほか、酪農2号線道路整備事業費、大湊坂道対策事業費を計上しております。

河川費には、県の急傾斜地整備事業に対する負担金のほか、治水対策として、金谷2丁目地区及び中央地区の排水路整備事業費を計上しております。

港湾費には、大湊港湾整備事業として実施しておりますウェルネスパーク周辺の道路や緑地整備等に対する県営事業負担金を計上しております。

都市計画費には、下北駅前広場整備事業費、都市計画マスタープランの策定に要する経費及び下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、市営住宅の維持管理、耐震診断事業費及び緑町団地建設事業費を計上しております。

消防費には、消防本部、各消防署及び分署の運営費並びに大畑消防庁舎建設事業に要する経費を含む常備消防に係る下北地域広域行政事務組合負担金、総合防災ハザードマップ製作事業費のほか、消防団へ配備する小型動力ポンプ付積載車の購入費を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、教育相談支援員の派遣、スクールサポーターの配置に要する経費及び要保護・準要保護児童生徒の就学援助に要する経費のほか、私立幼稚園就園奨励費、ジュニア大使派遣事業費、小中一貫教育推進事業費を計上しております。

小中学校費には、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、第三田名部小学校建設事業費及び第一川内小学校建設事業費を計上しております。

社会教育費には、図書館、公民館、下北自然の家管理運営に要する経費のほか、文化財の保護

及び管理に要する経費を計上しております。

保健体育費には、各種大会やスポーツ団体に対する補助金及び児童生徒の健康診断委託料、各体育施設の指定管理料のほか、ふれあいスポーツパーク整備事業費を計上しております。

公債費には、長期債元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子を計上しておりますほか、国の公的資金補償金免除繰上償還制度に係る地方債の繰上償還金を計上しております。

諸支出金には、一部事務組合下北医療センターに対する負担金及び貸付金のほか、水道事業会計負担金、用地造成事業会計繰出金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税には法人市民税において企業の経営悪化による影響、固定資産税において固定資産の評価替えによる影響等を見込み、58億5,979万円を計上しております。

これを平成20年度と比較しますと、金額では9,941万円、伸び率では1.7%の減となっております。

なお、徴収率は、現年課税分で97.2%、滞納繰越分で17.2%、全体では90.6%の見込みとしております。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税について、平成20年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案して計上しております。

地方特例交付金には、自動車取得税の減税に伴う減収補てんとして設けられた特例交付金、児童手当拡充に伴う特例交付金及び住宅借入金等特別税額控除による減収補てん特例交付金のほか、定率減税措置の廃止による影響の緩和措置として交付される特別交付金を計上しております。

地方交付税には、基礎数値や単位費用の入れかえと地域雇用創出推進費等の制度改正の影響を加味し、交付見込額を計上しております。

繰入金には、本庁舎移転事業費の財源として、公共施設整備基金繰入金を計上しております。

市債には、公的資金補償金免除繰上償還制度に係る借換債、退職手当債、臨時財政対策債及び事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、第三田名部小学校建設事業及び第一川内小学校建設事業につきましては、平成22年度までの継続費を、市議会会議録作成委託料、投票人名簿システム構築業務委託料及び年度内の除排雪対策経費につきましては、債務負担行為を設定しております。

次に、議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも74億7,265万6,000円となります。

これを平成20年度当初予算と比較しますと、金額では1億8,792万7,000円、伸び率では2.6%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。保険給付費には被保険者の医療等に係る保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には後期高齢者医療への支援金を、介護納付金には介護保険第2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金への納付金を、共同事業拠出金には、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には特定健康診査事業及び被保険者の健康づくり推進事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国民健康保険税には収入見込額を、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢

者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも4億2,404万4,000円となります。

これを平成20年度当初予算と比較しますと、金額では2,793万7,000円、伸び率では6.2%の減となります。

歳入歳出の主なものについてであります。歳入には後期高齢者医療保険料及び一般会計からの保険基盤安定制度負担金繰入金を計上しております。これらの収入を後期高齢者医療広域連合に納付するため、歳出に納付金を計上しております。

次に、議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも1,068万1,000円となります。

これを平成20年度当初予算と比較しますと、金額では3億7,962万7,000円、伸び率では97.3%の減となります。

本会計は、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴い、平成20年度分までの医療給付費及び高額医療費の請求や過誤調整等に対応するための経費を計上しております。

次に、議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも44億8,770万7,000円となります。

これを平成20年度当初予算と比較しますと、金額では2億7,636万5,000円、伸び率では6.6%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護保険サービスに係る保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等を目的とした事業に要する経費を、財政安定化基金拠出金には介護保険運営安定化を図るために県が設置する財政安定化基金への拠出金を計上



しております。

次に、歳入の主なものについてであります、保険料には第1号被保険者保険料、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも15億3,096万円となります。

これを平成20年度当初予算と比較しますと、金額では1億2,853万円、伸び率では7.7%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります、事業費には管渠及び処理場の維持管理費並びに下水道管渠工事費を、公債費には長期債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります、事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫補助金には歳出との関連で補助見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも791万3,000円となり、歳出には用地取得に係る長期債の元利償還金等を、歳入には一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも753万5,000円となり、歳出には魚市場施設の維持管理等に要する経費を、歳入には当該施設の使用料等を計上しており

ます。

次に、議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも9,335万2,000円となり、歳出には借入金の償還金及び利子等を、歳入には財産売払収入、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります、支出には水道施設等の維持管理費、水道料金の徴収に要する経費、減価償却費、企業債利息等で15億5,139万3,000円を、収入には水道料金、一般会計からの簡易水道営業助成補助金等で16億315万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります、支出には配水管整備等に係る建設改良費及び公的資金補償金免除繰上償還制度に係る繰上償還金を含む企業債の元金償還金で9億9,749万1,000円を、収入には当該繰上償還制度に係る借換債、簡易水道施設改良事業費、一般会計負担金及び工事負担金で2億7,134万4,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億2,614万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

この結果、平成21年度の各会計予算の総額は、486億4,173万2,000円となり、平成20年度当初予算と比較しますと、金額では22億5,364万2,000円、伸び率では4.9%の増となります。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明いたします。

まず、議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例についてであります、本案は、市制施行50周年及び合併5周年を契機に、新生むつ市を象

徴するにふさわしいシンボルとして、市民に親しまれ、郷土への愛着を深めてもらうような市の花、木及び鳥を制定するため、選定委員会を設置するためのものです。

次に、議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてであります。本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等へ派遣する職員の処遇等に関し必要な事項を定めるためのものです。

次に、議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてであります。本案は、介護報酬の改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とする基金を設置するためのものです。

次に、議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市役所本庁舎の位置の変更に伴い、市役所掲示場の所在地を変更するためのものです。

次に、議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、私を初め副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額するためのものです。

次に、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市育英基金の運用利子を同基金に組み入れ、有効な管理を図るためのものです。

次に、議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定管理者が作成する事業報告書の提出期限が短く、事務に支障を来しているため、提出期限を延長するほか、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、学校給食実施体制再編計画に基づき、むつ市立関根地区学校給食共同調理場を廃止し、むつ市立関根小学校及び関根中学校に係る学校給食の調理等の業務を大畑学校給食センターで行うこととするためのものです。

次に、議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市ふれあいスポーツパーク内に庭球場が完成したことに伴い、使用料を定めるほか所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第4号と同様に市役所本庁舎の位置の変更に伴い、むつ市福祉事務所の位置を変更するためのものです。

次に、議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市介護保険事業計画等策定委員会の審議結果を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの介護保険の第1号被保険者の保険料を定めるためのものです。

次に、議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、中国残留邦人等に対する新たな支援策が講じられることとなったことに伴い、当該法律の規定による支援給付を受けている者を本条例の規定による医療費給付の対象としないこととするほか、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に

ついてであります。本案は、障害者の地域における自立した日常生活を支援する地域生活支援事業に係る利用料の減額措置を継続するためのものであります。

次に、議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令が一部改正されたことにかんがみ、同施行令の改正に準じて道路の占用料の額を変更するためのものであります。

次に、議案第15号 字の区域の変更についてであります。本案は、農林水産省から県に所管がえされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであります。

次に、議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本案は、大畑地区介護老人保健施設やげんの整備に当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域自立促進計画を変更するためのものであります。

次に、議案第17号 二級河川の指定に係る意見についてであります。本案は、小川放水路並びにこの放水路の整備に付随してつけかえ工事を施工した金谷川及び越葉川の下流部を二級河川に指定することについて、青森県知事から当市の意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べるため、河川法の規定に基づき提案するものであります。

次に、議案第18号及び議案第19号の人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。これら2議案は、来る6月30日をもって任期満了となります竹澤笑美子氏及び同日付で任期満了となります委員の後任として川村勝子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるためのものであります。

次に、議案第20号 平成20年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたし

ます補正予算は、152万4,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は324億1,845万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費では、決算見込みにより議員の費用弁償及び議場に係る使用料を減額しております。

総務費では、地域住民の生活の足として必要なバス路線の維持及び確保を目的とするバス運行対策費補助金、各庁舎間における窓口サービスの充実を図るための窓口事務支援システムの構築に要する経費並びに新庁舎開放エリアの一部に設置する予定としておりました食堂、ATM等テナント施設の開業を新庁舎の開業に合わせるため、テナント施設設置部分に係る改修設計に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより下北地域広域行政事務組合負担金、庁舎建設費及び市税等還付金を減額しております。

民生費では、介護老人保健施設やげんの追加工事等に係る整備事業費及び介護保険事務処理システム改修や介護給付費の見込みにより介護保険特別会計繰出金を増額しておりますほか、決算見込みにより下北地域広域行政事務組合負担金及び福祉施設入所者に係る措置費を減額しております。

衛生費では、脇野沢赤坂地区不法投棄現場浸出水の外部流出防止に係る遮水工事実施設計に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより下北地域広域行政事務組合負担金、国民健康保険特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金及び各種健康診査に要する経費を減額しております。

商工費では、景気後退の影響等により市内中小企業者による運転資金及び設備資金の融資が急増したことに伴い、信用保証料の負担金を増額しております。

土木費では、街路灯の電気料を増額しておりますほか、決算見込みにより除雪機購入費、都市計

画基礎調査費、下水道事業特別会計繰出金及び下北駅前広場整備事業費を減額しております。

消防費では、消防職員の防火服購入に要する経費を追加しておりますほか、その他の経費について決算見込みにより下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

教育費では、育英基金繰出金、大湊中学校耐震改修事業費及び図書資料購入費を増額しておりますほか、決算見込みにより第三田名部小学校建設事業費、スクールバス運行管理費、市内各小中学校の維持管理費等を減額しております。

諸支出金では、第5次病院事業経営健全化計画の達成に向けて、下北医療センター負担金を増額しておりますほか、決算見込みにより水道事業会計負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、地方譲与税及び自動車取得税交付金では、交付見込額により減額しております。

地方特例交付金では、地方譲与税及び自動車取得税交付金の減額分を補てんするために新たに創設された地方税等減収補てん臨時交付金を計上しております。

使用料及び手数料では、収入見込みにより一般廃棄物処理手数料及び健康診査手数料を減額しております。

国・県支出金では、国の第1次補正で新たに創設された地域活性化緊急安心実現総合対策交付金及び大湊中学校耐震改修に係る公立学校施設整備費補助金を計上しておりますほか、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

財産収入では、育英基金の運用利子収入を増額しておりますほか、決算見込みにより市有地売払収入を減額しております。

繰入金では、決算見込みにより地域振興基金繰入金を増額しておりますほか、公共施設整備基金繰入金及び国民健康保険特別会計繰入金を減額し

ております。

諸収入では、決算見込みにより教員住宅利用料及び歳入不足額を減額調整しております。

市債では、歳出との関連で収入見込額を調整しておりますほか、寄附金では図書資料購入資金寄附金を計上しております。

また、本庁舎移転事業及び都市計画調査事業に係る継続費の変更を行っておりますほか、年度内の事業完了が見込めないことから窓口事務支援システム構築事業ほか8事業について繰越明許費の追加をしております。

次に、議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込み等により2億6,240万9,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は75億5,936万5,000円となります。

次に、議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込み等により1億7,744万3,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は44億3,435万6,000円となります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから介護保険事務処理システム改修事業について繰越明許費の追加をしております。

次に、議案第23号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります、本案は事業費の確定及び決算見込みにより5,620万円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は16億329万円となります。

また、国庫補助事業の対象となる下水道建設事業について債務負担行為の追加をしております。

次に、議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより3,837万円を減額するものでありまして、これにより補正

後の歳入歳出予算総額は2億6,607万1,000円となります。

次に、議案第25号 平成20年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、事業費の確定及び決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、支出では5,422万5,000円、収入では3,912万6,000円をそれぞれ減額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では2,431万6,000円を減額、収入では421万3,000円を増額しております。

次に、報告第1号及び報告第4号についてであります。これらは、昨年11月7日青森市大字駒込字前田地内の国道で発生した自動車事故及び去る1月6日むつ市田名部町地内の市道で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは健康保険法施行令の一部改正により、分娩にかかわる医療事故で脳性麻痺となった出生児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合の出産育児一時金を増額することとしたことにかんがみ、これに準じた措置を講ずるため、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第3号についてであります。これは平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴う事務処理システムの改修に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました35議案4報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及び

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月2日から6日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、3月2日から6日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、2月28日、3月1日、3月7日及び8日は休日のため休会とし、3月9日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時46分 散会

